

冷凍設備事業（冷凍設備・フロンの販売・冷凍設備のメンテナンス・冷媒回収等）に係る高圧ガス保安法上の手続き

新潟市消防局 規制指導課保安係

冷凍設備のメンテナンスにおける冷媒ガスの充てん等は、高圧ガス保安法で規制を受けています。以下について確認の上、必要な手続きを行ってください。

1 高圧ガス保安法の適用を受け、届出等の手続きが必要な行為

- (1) 業務用エアコン・クーラー等の大型冷凍設備（注2参照）を販売（伝票販売の場合を含む。）する場合→高圧ガスを販売する場合、高圧ガスを貯蔵して販売する場合に該当する可能性があります。
- (2) 冷凍機に冷媒ガスを補充する場合
→高圧ガスを販売する場合、高圧ガスを貯蔵して販売する場合、高圧ガスを製造する場合に該当する可能性があります。（該当しない場合：注1、注3参照）
- (3) 冷凍機から冷媒ガスを回収する場合（該当しない場合：注3参照）
→高圧ガスを製造する場合に該当します。
- (4) フロンの入ったボンベを販売（取次の場合を含む。）する場合
→高圧ガスを販売する場合に該当します（注1に該当する場合は届出不要になります。）
また、高圧ガスを貯蔵して販売する場合に該当する可能性があります。

2 必要な届出書類の種類

- 高圧ガスを販売する場合・・・「高圧ガス販売事業届」（1～3ページ参照）
 - 高圧ガスを貯蔵して販売する場合・・・「販売高圧ガス貯蔵届書」（3～4ページ参照）
 - 高圧ガスを製造（冷媒ガスを充てん・回収）する場合・・・「高圧ガス製造事業届」（4ページ参照）
- 高圧ガスの販売・製造では用いる容器の大きさによって届出が不要となる場合がありますので、不明の場合はお問い合わせください。

3 各種届出の詳細

(1) 高圧ガス販売事業届

高圧ガス販売事業届は販売所ごとに届け出る必要があります。例えば、新潟市中央区に本社・北区・西蒲区に支店があり、その3ヵ所で大型冷凍設備の販売を行う場合には3つの販売事業届が必要となります。会社で1つの届け出とならないのでご注意ください。

ア 届出が必要な販売行為

- (ア) メンテナンス等で冷凍設備に高圧ガス（フロン等）の補充を行う場合（注1の場合を除く。）
- (イ) 高圧ガスを容器により販売する場合（注1の場合を除く。）
- (ウ) 高圧ガスが封入されている大型冷凍設備（注2参照）の販売を行う場合
- (エ) 高圧ガスを導管その他の移送行為（（ア）～（ウ）を除く。）により販売する場合
- (オ) 上記（ア）～（エ）の販売のうち、高圧ガスの取扱いは他者が行い、当該販売所では販売契約のみを行う場合（ガスを直接取扱わない、いわゆる伝票販売。）

●注1…次の場合は届出不要

- a 内容積が1.2ℓ以下の容器のみによりフロンを販売する場合で、貯蔵数量が常時容積5m³（液化ガスの場合は50kg）未満の販売所の場合
- b 内容積が1ℓ以下の容器内におけるフロンガス（高圧ガス保安法適用除外要件に該当するもの）で補充・販売する場合
- c 注文者から単に一方的な注文を受け、他の場所に連絡され、その連絡先においてはじめて取引が成立する場合における最初に注文を受ける者の場合（取次行為）
- d 販売所と消費者間の取引を成立させる、その取引を媒介する者の場合（周旋行為）

●注2…大型冷凍設備とは、冷媒ガスがヘリウム、二酸化炭素及びフロン等又はアンモニアの場合は冷凍能力50トン以上、その他のガスの場合には冷凍能力20トン以上の冷凍設備を指します。

なお、（ア）、（イ）、（エ）は一般高圧ガス保安規則、（ウ）は冷凍保安規則による販売の基準が適用されます。（オ）は（ア）～（エ）の対応する販売行為による規則の販売の基準が適用されます。

イ 届出様式

高圧ガス販売事業届書（5ページ）

◇添付書類

○販売計画書（6ページ）

※7ページを参考にして作成してください。

○販売に係る技術上の基準（8、10ページ）

※上記（ア）、（イ）、（エ）及びそれに関連する（オ）の販売に該当する場合は一般高圧ガス保安規則の技術上の基準（8ページ）、上記（ウ）及びそれに関連する（オ）の販売に該当する場合は冷凍保安規則の技術上の基準（10ページ）、両方の場合は一般高圧ガス保安規則及び冷凍保安規則の技術上の基準を添付してください。9、11ページの記入例を参考にしてください。

○販売所の位置を示した図面

※住宅地図等を添付してください。

○高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳

※表の事項を記載するものとし、様式は任意です。保安台帳の例は、一般高圧ガス用は12、13ページ、冷凍用は14、15ページを参考に作成してください。

帳簿名	記載すべき事項
高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳	1 引渡先の名称及び所在地 2 当該引渡先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましいです。）の氏名 3 (ア) 直接消費者に販売する者にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等 (イ) 消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の販売業者の届出年月日

○高圧ガスを容器により授受した場合の容器授受簿

※上記（ア）及び（イ）の場合のみ必要となります。表の事項を記載するものとし、様式は任意です。容器授受簿の例は16ページを参考に作成してください。

帳簿名	記載すべき事項
高圧ガスを容器により授受した場合の帳簿	1 充てん容器の記号及び番号 2 充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充てん質量） 3 授受先 4 授受年月日

(2) 販売高圧ガス貯蔵届

販売高圧ガス貯蔵届は販売事業届に付随して必要となる届出です。なお、貯蔵とは高圧ガスが入っているボンベや大型冷凍設備を置いておく場合を指します。

ア 届出が必要な場合

高圧ガスの販売事業を行うために、高圧ガスを貯蔵する場合

※1 上記（1）ア（ア）、（イ）、（ウ）のために高圧ガスボンベ又は大型冷凍設備（冷媒ガスが充填されているもの）を保管しておく場合が該当します。

※2 貯蔵量が3,000kg以上となる場合は、販売高圧ガス貯蔵届ではなく第二種貯蔵所設置届が必要となります。

イ 届出様式

販売高圧ガス貯蔵届書（17ページ）

◇添付書類

○貯蔵の方法に係る技術上の基準（18ページ上表）

○貯蔵するガスの種類及び貯蔵量（18ページ下表）

※19ページの記入例を参考にしてください。貯蔵量の欄には、貯蔵を予定している最大の量を記載してください。

○貯蔵場所の構造を示す図面

※充てん容器の置き場所と、残ガス容器（客先で使用後の容器）の置き場所の区分を明示してください。

○貯蔵場所の付近の状況を示す図面

※販売事務所との位置関係を示してください。

(3) 高圧ガス製造事業届

高圧ガスをある容器（例えばフロンボンベ）から他の容器（例えば冷凍機の液だめ）に移し替える行為は高圧ガス保安法により高圧ガスの製造となり、規制を受けます。これを反復継続して行う場合、高圧ガス製造事業となるので、届出の対象となります。

ア 届出が必要な場合

(ア) 冷凍設備に高圧ガス（冷媒）を補充する場合（注3の場合を除く。）

(イ) 冷凍設備から高圧ガス（冷媒）を回収する場合（注3 aの場合を除く。）

(ウ) 容器やフロン回収装置から他の容器へ高圧ガスの移充てんを行う場合

●注3…次の場合は高圧ガスの製造とならないので届出は不要となります。

a 高圧ガス保安法適用除外のフロン回収装置（通商産業省告示第139号に基づくもの。）を用いて直接冷凍設備にフロンを補充又は回収する場合（高圧ガス保安法適用除外となるフロン回収装置かどうかはメーカーにお問い合わせください。）

b 冷凍能力が3トン（冷媒が不活性なフロンの場合は5トン）未満である冷凍設備に冷媒を補充する場合

※冷凍能力の算出方法は冷凍保安規則第5条によります。（または、メーカーに照会してください。）

c 設備（ゲージマニホールド、減圧弁、バルブ、ホース等）内のガスの容積（温度0℃、圧力0Pa状態に換算した容積）が0.15 m³以下で、二酸化炭素又はフルオロカーボン（不活性ガスに限る）を充填する場合

イ 届出様式

高圧ガス製造事業届書（20ページ）

◇添付書類

○製造計画書（21ページ）

※22ページの記入例を参考にしてください。

○作業手順書

○回収装置等の仕様書やカタログ（主要な（冷凍能力等がわかる）部分）の写し

一般則様式第21 (第37条関係)

液石則様式第21 (第38条関係)

冷凍則様式第13 (第26条関係)

高圧ガス販売事業届書	一般 液石 冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名 称 (販売所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
販売所所在地			
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

新潟市消防長 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

販売計画書

1 販売の目的

2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず，卸店の容器置場から充てん容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず，直接充てん容器等を運搬せずに販売する

3 容器置場の有無（○で囲む）

有 無

4 販売するガスの種類

ガスの区分	容器置場に貯蔵するガスの種類	容器置場に貯蔵しないガスの種類
特殊高压ガス		
可燃性毒性ガス		
可燃性ガス		
毒性ガス		
酸素		
液化石油ガス		
その他のガス		

備考1 混合ガスについては，該当するガスの区分の欄に記入し，混合比率を記載すること。

1 販売の目的

- ・大型冷凍設備を顧客に提供するため
- ・冷凍機のメンテナンスに伴い、冷媒ガスを補充して販売するため
- ※高圧ガス保安法適用除外回収装置から直接冷凍設備に補充する

2 販売の方法（該当項目全てをチェックする）

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず，卸店の容器置場から充てん容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず，直接充てん容器等を運搬せずに販売する

3 容器置場の有無（○で囲む）

有 無

4 販売するガスの種類

ガスの区分	容器置場に貯蔵するガスの種類	容器置場に貯蔵しないガスの種類
特殊高圧ガス		
可燃性毒性ガス		
可燃性ガス		
毒性ガス		
酸素		
液化石油ガス		
その他のガス	R-22 R-134a R-404a R-407c	

備考1 混合ガスについては，該当するガスの区分の欄に記入し，混合比率を記載すること。

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

規則		項目	申請内容
一般	液石		
40条 1号	41条 1号	高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	
2号	2号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。	
3号	3号	充填容器等の引渡しは、充填期限を6か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。	
5号	5号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、配管の気密試験のための設備を備えること。	
4号	4号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する消費者に販売する場合、消費のための設備について、次に掲げる基準に適合することを確認すること。	
イ	イ	充填容器等（内容積20ℓ以上に限る。以下同じ。）は、2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。 ※ただし、告示で定める場合に限り、充填容器等及びこれらの附属品から漏えいした高压ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。	
ロ	ロ	充填容器等には腐食防止措置を講ずること。	
ハ	ハ	充填容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。	
ニ	ニ	充填容器等（内容積5ℓ以下を除く）には転落転倒防止措置を講ずること。	
ホ		充填容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 高压側：容器耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験 及び 耐圧試験圧力の60%以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 調整圧力：2.3kPa～3.3kPa 閉そく圧力：4.2kPa以下	
ヘ		配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。	
ト		容器～調整器：容器耐圧試験圧力以上 調整器～閉止弁：0.8MPa以上（30cm未満のものは0.2MPa以上） 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。	
チ		調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後4.2kPa以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。	
	ホ	充填容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 充填器等～閉止弁：2.6MPa以上の耐圧試験 及び 1.6MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。	
	ヘ	配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 充填容器等～調整器：2.6MPa以上 調整器～閉止弁：0.8MPa以上 ※調整器に接続する長さ30cm（屋外に設置した風呂がまに用いるものは2m）未満の配管については、0.2MPa以上	
	ト	硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いること。	

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

記入例

規則		項目	申請内容
一般	液石		
40条 1号	41条 1号	高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	別紙のとおり、台帳を備え記録する
2号	2号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。	基準どおり遵守する
3号	3号	充填容器等の引渡しは、充てん期限を6か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。	該当なし
5号	5号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、配管の気密試験のための設備を備えること。	該当なし
4号	4号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者、液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く）の用に供する一般消費者に販売する場合、消費のための設備について、次に掲げる基準に適合することを確認すること。	/
イ	イ	充填容器等（内容積20ℓ以上に限る。以下同じ。）は、2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。 ※ただし、告示で定める場合に限り、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした高压ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。	
ロ	ロ	充填容器等には腐食防止措置を講ずること。	
ハ	ハ	充填容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。	
ニ	ニ	充填容器等（内容積5ℓ以下を除く）には転落転倒防止措置を講ずること。	
ホ		圧縮天然ガス 充てん容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 高压側：容器耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験 及び 耐圧試験圧力の60%以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。 調整圧力：2.3kPa～3.3kPa 閉そく圧力：4.2kPa以下	該当なし
へ		圧縮天然ガス 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 容器～調整器：容器耐圧試験圧力以上	該当なし
ト		圧縮天然ガス 調整器～閉止弁：0.8MPa以上（30cm未満のものは0.2MPa以上） 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。	該当なし
チ		圧縮天然ガス 調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後4.2kPa以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。	該当なし
	ホ	液化石油ガス 充てん容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。 充てん容器等～閉止弁：2.6MPa以上の耐圧試験 及び 1.6MPa以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。	該当なし
	へ	液化石油ガス 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。 充てん容器等～調整器：2.6MPa以上 調整器～閉止弁：0.8MPa以上 ※調整器に接続する長さ30cm（屋外に設置した風呂がまに用いるものは2m）未満の配管については、0.2MPa以上	該当なし
	ト	液化石油ガス 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いること。	該当なし

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項（冷凍）

冷凍則	項目	申請内容
27条1号	冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもつてすること。	
27条2号	冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
27条3号	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

販売の方法に係る技術上の基準に関する事項（冷凍）

冷凍則	項目	申請内容
27条1号	冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもつてすること。	基準どおり遵守する
27条2号	冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	基準どおり遵守する
27条3号	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。	別紙のとおり台帳を備え記録する

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。

一般高圧ガス引渡先保安台帳

No.

担当保安責任者（販売主任者）

引 渡 先	名 称					
	所 在 地	(Tel.)				
	消費・引渡先					
直 接 の 消 費 者	取扱責任者					
	ガスの種類	消費の方法・使用の状態等				
		単 瓶	配 管			その他の消費方法 又は消費の目的
	単瓶の集合	結 束 瓶	移動式液瓶	固定式液瓶		
摘 要						
販 売 業 者	販売事業届出（許可）	年 月 日		第 号		
	販 売 主 任 者					
	ガスの区分	特 殊	毒 性	可 燃 性	可 燃 性 ・ 毒 性	
	引渡すガスの種類					
	ガスの区分	酸 素	液 化 石 油	第 一 種	そ の 他	
	引渡すガスの種類					
容 器 置 場	面 積					
	完 成 検 査					
	略図は別添のとおり					
摘 要						

注) この台帳は、一般高圧ガス保安規則第40条第1号等に基づき販売事業者が作成し、取引の継続中は保管しなければならない。

年 月 日	保 安 記 録
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	
. .	

冷凍則販売保安台帳

販売先名称	電話番号
所在地	
引渡場所	

営業担当者							
保安責任者							

一般消費者	ガスの使用の状態	冷凍機の仕様	<input type="checkbox"/> 第一種製造者	許可・届出年月日	許可・届出番号	
			<input type="checkbox"/> 第二種製造者	年 月 日	第 号	
			<input type="checkbox"/> その他の製造者	ガス名	冷凍能力	
			<input type="checkbox"/> 法の適用除外冷凍機		トン/日	
			機器製造業者	機器の詳細		
			機器形式名	別紙 のとおり		
			設置業者	製造番号		
			機器製造業者	設置年月日		
			機器製造業者	機器の詳細		
			機器形式名	別紙 のとおり		
			設置業者	製造番号		
			機器製造業者	設置年月日		
			機器製造業者	機器の詳細		
			機器形式名	別紙 のとおり		
			設置業者	製造番号		
設置業者	設置年月日					
高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無 有・無						
教示年月日						
教示対象者						

販売事業者	業務内容	<input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> 兼業 ()				
	販売ガスの品目					
	高圧ガス保安法届出	届出年月日		届出番号		
		年 月 日	第 号			
	届出されている販売する高圧ガスの区分					
	液化石油ガス法登録	登録年月日		登録番号		
	年 月 日					
販売主任者又は販売責任者氏名						
容器置場の有無		有(詳細は別紙のとおり) 無				

容器授受簿

販売責任者	担当者

平成 年度

販売責任者氏名 _____

※最新の情報を記載した日から2年間保存すること

引渡 年月日	引取 年月日	容器の 記号	容器の番号	ガス名	充てん圧力 (Mpa)	充てん質量 (kg)	顧客名称	仕入 年月日	容器返却 年月日	仕入先名称

販売高圧ガス貯蔵届書

年 月 日

(宛先) 新潟市消防長

届出者

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり販売する高圧ガスを貯蔵したいので、届け出ます。

名称 (販売所の名称を含む。)	
事務所 (本社) 所在地	電話番号
販売所所在地	電話番号
貯蔵場所所在地	電話番号
貯蔵する高圧ガスの種類	
※受付欄	※経過欄

添付書類

- 1 高圧ガス保安法第 1 5 条第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
- 2 貯蔵場所の構造を示す図面
- 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面

注 ※印の欄は、記載しないでください。

貯蔵の方法に係る技術上の基準

一般則	液石則	項目	申請内容
18条 2号	19条 2号	容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	ロ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	
ハ		シアン化水素は、1日に1回以上当該ガス漏えいのないことを確認すること。	
ニ		シアン化水素は、容器に充填した後60日を越えないものをする事。 ※ ただし、純度98%以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。	
ホ	イ	船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 ※ ただし、法第16条第1項の許可を受けた場合、法第17条の2第1項の届出を行った場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。	
ヘ		一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	
6条 2項 8号	6条 2項 7号	容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ロ		可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	
ハ	ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
ニ	ハ	容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲2m以内においては、火気の使用を 禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。 ※ ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	
ホ	ニ	充填容器等は、常に温度40℃（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと。	
ヘ	ホ	充填容器等（内容積が5L以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	
ト	ヘ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
	m ³	本	m ³
	kg		kg
	m ³	本	m ³
	kg		kg
	m ³	本	m ³
	kg		kg
最大貯蔵量（合計）		本	m ³ kg

貯蔵の方法に係る技術上の基準

一般則	液石則	項目	申請内容
18条 2号	19条 2号	容器により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	ロ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	基準どおり遵守する
ハ		シアン化水素は、1日に1回以上当該ガス漏えいのないことを確認すること。	該当なし
ニ		シアン化水素は、容器に充填した後60日を越えないものをする事。 ※ ただし、純度98%以上で、かつ、無着色のものについては、この限りでない。	該当なし
ホ	イ	船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。 ※ ただし、法第16条第1項の許可を受けた場合、法第17条の2第1項の届出を行った場合、緊急時に使用する高圧ガスについてはこの限りでない。	車両等では貯蔵しない
ヘ		一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	使用しない
6条 2項 8号	6条 2項 7号	容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。	
イ	イ	充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	区分する
ロ		可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	該当なし
ハ	ロ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	必要な物以外置かない
ニ	ハ	容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。 ※ ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。	該当なし
ホ	ニ	充填容器等は、常に温度40℃（超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと。	屋根を設ける
ヘ	ホ	充填容器等（内容積が5L以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	チェーンをかける
ト	ヘ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	該当なし

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
フルオロカーボン R-22	m ³ 20 kg	5 本	m ³ 100 kg
フルオロカーボン R-407c	m ³ 20 kg	7 本	m ³ 140 kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
最大貯蔵量（合計）		12 本	m ³ 240 kg

一般則様式第2（第4条関係）

液石則様式第2（第4条関係）

冷凍則様式第2（第4条関係）

高圧ガス製造（事業）届書	一般	×整理番号	
	液石 冷凍	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

新潟市消防長 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

1 製造の目的

2 処理能力（m³/日）

3 高圧ガス設備等の概要

4 一般高圧ガス保安規則第12条の技術上の基準に対応する事項

適用法令	準用条項	基準	対応状況
一般則第12条 第1項第2号	第8条第1項 第1号	製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと。	
	第8条第1項 第2号	製造施設には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げること。	
	第8条第1項 第4号	可燃性ガス、特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。	
一般則第12条 第2項第1号		高圧ガスを容器に充てんするときは、火気を取り扱う場所、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から5m以内でしないこと。	
一般則第12条 第2項第2号	一般則第6条 第2項第4号	高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に以上の有無を確認する他、1日に1回以上製造設備の作動状況を点検し、異常のある時は、危険を防止する措置を講じること。	
	一般則第6条 第2項第5号	ガス設備の修理又は清掃は、予め作業の責任者を定め、作業計画書に従い、作業責任者の監視の下に行うこと。また、修理等が終了した時は、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしないこと。	
	一般則第6条 第2項第6号	製造設備に設けたバルブを操作する場合には、過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。	
	一般則第6条 第2項第8号	(1) 充てん容器と残ガス容器は区分しておくこと (2) 容器置場には必要なもの以外は置かないこと (3) 充てん容器等は常に温度40度以下に保つこと (4) 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。	

1 製造の目的

- ・ 冷凍機、エアコン等へのフロン補充
- ・ 容器から容器への移充てん
- ・ 冷凍機、エアコン等からのフロン回収

2 処理能力（m³/日）

- ・ 0 m³/日（移充てんのみの場合）※処理設備がある場合は、処理能力を記載する計算書を添付

3 高圧ガス設備等の概要

- ・ 回収機、マニホールド、高圧ホース、真空ポンプ、容器、再生装置等を記載する
- ※使用機器については、高圧ガス仕様であることが分かるものを添付（カタログ・仕様書等）

4 一般高圧ガス保安規則第 12 条の技術上の基準に対応する事項

適用法令	準用条項	基準	対応状況
一般則第 12 条 第 1 項第 2 号	第 8 条第 1 項 第 1 号	製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと。	付近にない
	第 8 条第 1 項 第 2 号	製造施設には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げること。	基準を遵守する ※掲げるものを記入
	第 8 条第 1 項 第 4 号	可燃性ガス、特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。	能力単位 B-〇消 火器△個設ける
一般則第 12 条 第 2 項第 1 号		高圧ガスを容器に充てんするときは、火気を取り扱う場所、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から 5 m 以内でしないこと。	基準を遵守する
一般則第 12 条 第 2 項第 2 号	一般則第 6 条 第 2 項第 4 号	高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に以上の有無を確認する他、1 日に 1 回以上製造設備の作動状況を点検し、異常のある時は、危険を防止する措置を講じること。	基準を遵守する
	一般則第 6 条 第 2 項第 5 号	ガス設備の修理又は清掃は、予め作業の責任者を定め、作業計画書に従い、作業責任者の監視の下に行うこと。また、修理等が終了した時は、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしないこと。	基準を遵守する
	一般則第 6 条 第 2 項第 6 号	製造設備に設けたバルブを操作する場合には、過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。	基準を遵守する
	一般則第 6 条 第 2 項第 8 号	(1) 充てん容器と残ガス容器は区分しておくこと。 (2) 容器置場には必要なもの以外は置かないこと。 (3) 充てん容器等は常に温度 40 度以下に保つこと。 (4) 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。	(1) 区分する (2) 置かない (3) 40 度以下に 保つ (4) チェーンをか ける等